

印西市立小倉台小学校 父母と教職員の会 会則

第1章 総 則

第1条(名称)

この会は、印西市立小倉台小学校父母と教職員の会と称し、事務所を同校内に置きます。

第2条(目的)

この会は、父母又はこれに代わる保護者(以下「保護者」という。)と教職員が協力して、学校、家庭、社会の中で、子どもたちの健やかな成長と幸せを図ることを目的とします。

第3条(方針)

この会は、教育を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従って活動します。

- ① 自主独立の団体であり、他のいかなる団体、機関の支配、干渉を受けません。
- ② 特定の政党、宗教に偏ることなく、また、営利を目的とした行為を行いません。
- ③ 学校と、協調、信頼の関係を保ち、お互いに尊重し合います。
- ④ 子どもの教育及び福祉のために活動する他の団体、機関と協力します。

第4条(活動)

この会は、会の目的を達成するために、学級活動を基に会員相互の親睦を深めながら、各種の活動を行います。

第5条(会員)

印西市立小倉台小学校に在籍する児童の保護者と教職員は、この会の会員となります。

2. 会員はすべて、平等の権利と義務を持ちます。

第2章 機 関

第6条(機関)

この会に次の機関を置きます。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 学級会、学年委員会
- ④ 事務局

第7条(総会)

総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とします。

2. 総会は、次の事項について審議し、決定します。

- ① 活動の報告と決算
- ② 活動の計画と予算
- ③ 役員の承認
- ④ 会則の改正
- ⑤ その他の重要な事項

3. 総会は、次に定める定期総会と臨時総会とし、第11条に規定する会長が招集します。

- ① 定期総会は、年1回、年度初めに開催します。
- ② 臨時総会は、会員の5分の1以上の要求があったとき又は運営委員会が必要と認めたときに開催します。

4. 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む。以下「出席者」という。)をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定します。ただし、会則の改正については、出席者の3分の2以上の賛成をもって、決定します。

5. 議決権は、1世帯につき1票とします。

第8条(運営委員会)

運営委員会は、第11条に規定する会長、副会長、書記、会計、各学級の運営委員をもって構成され、この会の最高執行機関とします。

2. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、会員から提出された立案及びこの会の必要事項について審議し、決定します。なお、会議は公開とします。
3. 運営委員会は、第11条に規定する会長が招集します。

4. 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席した運営委員の過半数で決定します。ただし、細則の制定並びに改正及び廃止については、第19条及び第20条の規定によるものとします。
5. 運営委員会が必要と認めた場合に、特別委員会を置くことができます。

第9条(特別委員会)

- 特別委員会は会員から委員を募り、その委員をもって構成され、うち1名を代表者とします。
2. 特別委員会の議事及びその経過については、代表者(代理を含む。以下同じ。)が必要に応じて運営委員会に出席し、報告を行います。
 3. 特別委員会の代表者は、当該特別委員会に関する事項について運営委員会の議事に加わり、意見を述べることができます。
 4. 運営委員会は、特別委員会の代表者の報告内容を審議し、その決定をもって、この会の活動とします。
 5. 特別委員会の活動について支出が見込まれる場合には、運営委員会の承認を得て、臨時に支出することができます。

第10条(学級及び学級会)

- 学級会は、その学級の全会員で構成され、会員相互の連絡を密にして親睦を図り、会の目的の為に必要なことを話し合い活動します。
2. 1年生から5年生の各学級は、学級委員2名と運営委員1名を選出します。また、6年生の各学級は、学級委員3名を選出しますが、そのうち1名は卒業に関することを担当します。なお、各学級の委員は相互の連絡を密にして協力し合います。
 3. 学級会の運営は学級委員が行い、運営委員は学級の意見、要望を運営委員会に反映させます。
 4. 学級委員及び運営委員は、各学年で学年委員会を必要に応じて開催し、各学年の交流を図ります。
 5. 学級委員及び運営委員は、細則に定める方法により、役員及び会計監査を除く全会員の中から選出します。

第11条(事務局)

- 事務局は会長、副会長、書記、会計の役員で構成され、会長がこれを招集し、必要な会務を行います。
2. 役員の数人は次のとおりとします。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 3名(うち教職員1名)
 - ③ 書記 2名
 - ④ 会計 2名
 3. 役員の任務は次のとおりとします。
 - ① 会長はこの会を代表し、会務をとりまとめます。
 - ② 副会長は会長と協力し、会長が不在のときは、これを代行します。
 - ③ 書記は、会議の通知、議事の記録、保存及びその他庶務に関する事務を行います。
 - ④ 会計は、総会で決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理します。
 4. 役員の任期は、定期総会の翌日から翌年の定期総会の日までとし、再任は妨げません。ただし、教職員の役員を除いては2年を限度とします。
 5. 役員の選出は、次のとおりとします。
 - ① 役員は、細則に定める方法により全会員の中から選出し、総会で承認を得ます。
 - ② 役員に欠員が生じた場合には、運営委員の中から選出し、運営委員会の承認を得て就任することができます。ただし、この場合の任期は前任者の残任期間とします。

第12条(会計監査)

- 会計監査は、2名(うち教職員1名)とします。
2. 会計監査は、会計を監査し総会で報告します。
 3. 会計監査と役員の兼任はできません。
 4. 会計監査の任期は役員に準じますが、再任することはできません。
 5. 会計監査の選出は、役員選出方法に準じます。ただし、1名は前年度の役員から選出することとします。

第13条(顧問)

- この会に顧問を置くことができます。
2. 顧問は、会の運営全般に関して、会員の求めに応じ、助言を行います。
 3. 顧問は、会長の提案により、運営委員会の承認を得て就任します。ただし、その資格は会員及び会員以外を問わないものとします。
 4. 顧問は、運営委員会の求めに応じて、運営委員会に出席し、意見を述べることができます。
 5. 顧問の任期は、就任の日から次の定期総会の日までとします。

第3章 会 計

第14条(会費)

会費は、児童ごとに徴収し、普通会費1ヶ月100円及び父母教設備等維持費6ヶ月100円とします。

2. 会費は、年度初めに一括で教材費引き落とし口座より徴収します。ただし、年度の途中において入会した会員については、普通会費は入会した月から月割りで徴収し、父母教設備等維持費は4月1日から9月30日までの間に入会した会員は12ヶ月分、10月1日以降に入会した会員は6ヶ月分を徴収します。なお、終業式以降に転入した場合は、新学期からの徴収とします。

第15条(経費)

この会の経費は、会費その他をもってこれに充てます。

第16条(経理)

この会の経理は、総会で承認された予算に基づいて行います。ただし、予算の範囲内において、運営委員会の承認を得て、補正することができます。

第17条(決算)

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければなりません。

2. 決算において差引残高がある場合は、総会の承認をもって次年度への繰越金とすることができます。

第18条(会計年度)

会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月末日に終わります。

第4章 細則規定

第19条(細則の制定)

会の活動及び運営を円滑に進めるために、運営委員会は本則に反しない限り、出席した運営委員の3分の2以上の賛成をもって、細則を制定することができます。

第20条(細則の改正及び廃止)

細則の改正及び廃止は、運営委員会において、出席した運営委員の3分の2以上の賛成をもって行うことができます。

第21条(報告)

運営委員会は、細則を制定並びに改正及び廃止した場合、その結果を次期総会に報告します。

附 則

(施行期日)

この会則は平成7年3月4日より施行します。

(施行期日)

この会則は平成8年4月11日より施行します。

〔第1条の市制施行に伴う会の名称変更〕

(施行期日)

この会則は平成10年4月18日より施行します。

〔第7条～第11条・特別委員会の追加及び役員に関する規定の見直し等並びに附則等の整理〕

(施行期日)

この会則は平成11年4月17日より施行します。

〔第9条第2項の「学級委員2名以上」を「学級委員2名」に、第3項「学級委員中心に行い」を「学級委員が行い」とし、学級委員と運営委員の役割分担を明確に、かつ、各学級委員数を統一化、第13条字句の訂正〕

(施行期日)

この会則は平成13年4月21日より施行します。

〔第9条第2項の「学級委員2名」を、6年生については「学級委員3名」とし、うち1名を卒業に関する担当とすることを追加〕

(施行期日)

この会則は平成14年4月20日より施行します。

ただし、第11条及び第12条の規定については平成15年4月1日より施行します。

〔条文及び字句の整理(「第8条の2」を「第9条」とすること)を行うことに伴い、「第9条」が「第10条」となり、

以下1条ずつ繰り下がる(第9条～第22条)(第2条、第5条第1項、第7条第3項・第4項、第8条第1項・第3項・第4項、第19条、第20条、第21条、第22条削除)、会則の改正(第22条)を削除し、総会の規定と統合(第7条第4項)、事務局のうち、「書記」及び「会計」については教職員からの選出は行わないこと(第11条)、会計監査のうち1名を教職員とする(第12条)、会全般の運営に関して助言を求めるため、この会に顧問を置くことができることとするため「顧問」制度を創設(第13条)、「会費」に関する規定を細則から会則に移行(第14条、第20条)、ただし書を追加(第16条)]

(施行期日)

この会則は平成15年4月19日より施行します。ただし、第5条の規定については施行日以前の非加入者には適用しません。

[会の任意加入を自動加入とすること(第5条第1項)(第2項を削除)、自動加入への改正に伴い、会費の文言を一部修正すること(第14条第2項)]

(施行期日)

この会則は平成16年4月17日より施行します。

[会費の徴収について終業式以降に転入した場合は、新学期分からの徴収とすることを追加(第14条第2項)]

(施行期日)

この会則は平成22年4月17日より施行します。

[学級委員及び運営委員は細則に定める方法により選出することを追加(第10条第5項)]

(施行期日)

この会則は、平成31年4月14日より施行します。

[既存の会費を普通会費と改名するとともに父母教設備等維持費6ヶ月100円を追加すること(第14条第1項及び第2項)、決算において差引残高がある場合は、総会の承認をもって次年度への繰越金とすることができること(第17条第2項)]

(施行期日)

この会則は、令和6年4月1日より施行します。

[6年生の各学級からの「運営委員1名」の選出についての規定を削除する(第10条第2項)、会費の徴収対象を「1世帯ごと」から「児童ごと」に変更し、普通会費を1ヶ月「150円」から「100円」に変更する。会費は、「教材費引き落とし口座」からの徴収とすることを追加する(第14条第1項及び第2項)]

印西市立小倉台小学校 父母と教職員の会 細則

第1条(役員選出)

この会の次期役員候補者を選出するために、次条に規定する選考委員会を置きます。

2. 選考委員会は、次の方法により、役員候補者を選出します。
 - ① 6年生を除く会員の中から、自薦又は他薦により、候補者を募ります。
 - ② 自薦による候補者は、会則第11条に規定する役職を特定し、立候補することができます。ただし、同一の役職について、同条に規定する数を超える立候補者がいたときは、選考委員会が決定した方法により、選出します。
 - ③ 候補者の数が役員の数に満たないときは、抽選により、候補者を選出します。
 - ④ 次条に規定する選考委員長は、候補者(立候補者を含む。)を招集し、互選会を開催します。
 - ⑤ 選考委員会は、互選会において、候補者による話し合いにより、次期の役員候補者を決定します。
 - ⑥ 選考委員長は、前号の決定があったときは、次の運営委員会に報告することとします。
 - ⑦ 選考委員会は、互選会の辞退理由を毎年検討し、その結果及び決定までの経緯を、会員へ書面をもって周知することとします。

第2条(選考委員会)

選考委員は6年生以外の各学級より選出されます。選考委員会は、役員及び会計監査を除く6年生以外の各学級1名、教職員1名で構成されます。

2. 選考委員会に、委員長1名、副委員長2名(うち1名は教職員)を置きます。
3. 選考委員に欠員が生じた場合は、その学級から補充します。
4. 選考委員は、役員の選出に関することについて、必要に応じ、事務局と連絡調整を行うとともに、運営委員会に出席して発言することができます。
5. 選考委員会は、総会において役員選出経過を報告します。

第3条(慶弔)

慶弔金は、次のとおりとします。

- ① 会員及び在籍する児童が死亡した場合、弔慰金は5,000円とし、返礼は受けません。
- ② その他慶弔金の必要が生じた場合、運営委員会で協議、決定します。

第4条(運営委員会への代理出席)

本会の趣旨に従い、学級委員の出席が適当と認められる場合には、運営委員会の承認に基づき、学級委員の代理出席を認めるものとし、運営委員と同様の発言権及び議決権を有するものとします。

第5条(一般会計及び経理)

総会で承認された予算に基づき、予算科目ごとに経理を行います。

2. 一般会計の帳簿は、金銭出納簿、現金出納簿及び科目別収支簿とします。
3. 収入及び支出に関する証拠書類等はすべて編綴し、事実が発生した日がわかるようにしておかなければなりません。
4. 通帳及び印鑑は役員2名により別管理することを原則とします。
5. 現金にするためのカードを作成する場合の管理は、次の方法によることとします。
 - ① カードは通帳を管理する者が通帳とともに管理します。
 - ② カードで現金を引き出した際は必ず通帳の記帳も同時に行います。
 - ③ 暗証番号は、役員の会計担当及び会長のみが管理します。
 - ④ カードを紛失した場合は、速やかに金融機関に連絡し、当該カードの使用を停止するなど適切な処置をとります。
 - ⑤ 暗証番号は毎年変更するものとします。また、紛失等で再発行を受ける場合も暗証番号を変更するものとします。

第6条(特別会計)

この会の活動に基づく収益金(以下単に「収益金」という。)は特別会計とし、一般会計とは区分して経理を行います。

2. 特別会計の帳簿は、収益金の種類ごとに納簿を作成します。
3. 収益金の使途については当該年度の収益額を考慮のうえ、次年度の使途を運営委員会にて決定し、次の総会に報告することとします。

第7条(書類及び録音データの保存)

この会の活動に関わる書類及び録音データは、別表1に掲げる資料を10年間保存とし、その他の資料は1年間の保存を原則とします。また、入会届やアンケート等は管理表及び集計表が完成するまでを保存期間とします。

2. 書類の廃棄及び録音データの消去は、事務局総意のもとに行います。

第8条(各学級の委員選出)

次年度の各学級の委員選出方法及び委員対象者は、選考委員会において毎年検討し、その結果を会員へ書面をもって周知することとします。

第9条(学級委員(卒業担当含む)及び運営委員の補欠)

1. 8月末日までに、学級委員(卒業担当含む)および運営委員に欠員が生じた場合は、その学級から補充します。補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。
2. 9月以降に、学級委員(卒業担当含む)および運営委員に欠員が生じた場合は、その学級の学級委員の内1名が残任期間を兼務することとし、事務局役員は、円滑な業務の遂行に協力するものとします。
3. 1と2による選出が困難な場合は、状況に応じた選出方法をその学級で協議することができます。

附 則

(施行期日)

この細則は平成8年4月11日より施行します。

〔第5条の運営委員会の代理出席〕

(施行期日)

この細則は平成8年9月21日より施行します。

〔第3条第1項及び第3項の「学年」を「学級」と改正〕

(施行期日)

この細則は平成10年3月7日より施行します。

〔第6条及び第7条の追加〕

(施行期日)

この細則は平成10年5月16日より施行します。

〔第1条第2項の「...中途入退会については月割りで徴収及び返金します。」を「...中途入会については月割りで徴収します。」とし、転校時の事務を簡略化〕

(施行期日)

この細則は平成11年4月1日より施行します。

〔第3条第1項に「6年生以外の」を追加し、卒業年次のため選考委員会の構成から6年生を除外〕

(施行期日)

この細則は平成11年10月3日より施行します。

〔第8条の「書類及び録音テープの保存」の追加〕

(施行期日)

1. この細則は平成13年4月1日より施行します。

(会費の変更に伴う経過措置)

2. 会費の変更の規定は、この細則の施行前のものについては、なお従前の例によります。

〔第1条で会費を1ヶ月「100円」から「150円」に変更、第3条第4項を一旦削除し、選考委員会及び選考委員と運営委員会又は事務局との関係を整理して追加、第6項を削除〕

(施行期日)

この細則は平成14年4月20日より施行します。

〔第1条(会費)を会則に移行するために削除し、以下の条文を1条ずつ繰り上げ、第1条の役員選出方法を明確にするため改正〕

(施行期日)

この細則は平成15年2月1日より施行します。

〔第3条第1項第2号を第3号に繰り下げ、教職員の餞別についての規定を第2号として追加〕

(施行期日)

この細則は平成18年4月15日より施行します。

〔第7条第1項を「永久保存」から「10年間保存」へ改正〕

(施行期日)

この細則は平成18年10月7日より施行します。

〔第7条「録音テープ」から「録音データ」に変更〕

(施行期日)

この細則は平成22年2月6日より施行します。

〔互選会辞退理由及び学級委員・運営委員・選考委員の選出方法は、毎年検討すること、結果を会員へ周知〕

することを明確にする。

(第1条第2項第7号、第2条第6項、第8条制定

第2条第1項「選考委員は6年生以外の各学級より選出されます。」を追加)

(施行期日)

この細則は平成24年4月1日より施行します。

〔第3条第1項第2号の教職員の餞別についての規定を削除し、第3号を第2号へ繰り上げます〕

(施行期日)

この細則は平成26年4月1日より施行します。

〔選考委員はクラス委員に含まれるため、第2条第6項を削除し、第8条に統一。

「委員選出対象者」を「委員対象者」に改正

平成26年度よりクラス委員選出は選考委員の担当とし、第8条「運営委員会において～」を

「選考委員会において～」に変更〕

(施行期日)

この細則は平成27年4月1日より施行します。

〔第9条の追加〕

(施行期日)

この会則は、平成31年4月14日より施行します。

〔第5条第4項の現金にするためのカードに関する記述を削除、同条第5項を新設し、現金にするカードを作成する場合の管理の方法を追加〕

(施行期日)

この細則は、令和4年4月16日より施行します。

〔第9条の運営委員に関する記述を、学級委員(卒業担当含む)および運営委員に関する記述に改正する〕

別表1 (書類及び録音データの保存)

| 資料種別 | No. | 資料名 |
|-------|-----|----------|
| 準備委員会 | 1 | 準備委員会資料 |
| 運営委員会 | 2 | 運営委員会議事録 |
| | 3 | 運営委員会だより |
| | 4 | 各活動引継ぎ資料 |
| | 5 | 役員名簿 |
| 会計関連 | 6 | 出納帳 |
| 総会関連 | 7 | 総会要項 |
| | 8 | 総会議事録 |
| 録音データ | 9 | 講演会 |